JR東海労

東京地区分会情報

2015年 2月10日 166号 発行責任者 佐藤雅巳

成回委員長へのボーナスカットを許すなり

会社は成田新幹線地本委員長に対して 2014 年の夏季手当と年末手当を連続してカットした。 私たち東京地区分会は、この暴挙を許さず新幹線地本の仲間たちと共に闘っていこう。

ところで私たちにとってボーナスカット攻撃とは、何を意味するのか?

ボーナスとは一般的に「企業の業績アップに伴う社員への報酬?」と言われているが、実際には 生活給であり、賃金と同じものと考えるべきである。

会社にボーナスカットする権限はない!

そもそも会社は期末手当として就業規則に支払期日も明記している。それはあらかじめ期末手 当分の原資を予算化しているということである。

それは企業が生産をはじめるにあたり、原材料や機械を購入し、それを動かす労働力も商品として購入する。つまり我々の賃金はあらかじめ準備され、生産ラインに入っていく。そして出来上がった商品は市場に出され、企業は収益を得る。

また労基法でも、就業規則などで支給額や支給条件が明確に定められている場合には**使用者に 支払義務が課せられている**と考えられ、「賃金とは賃金、給料、手当、賞与その他名称如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」(労基法 11 条)と賞与も賃金にあたることを明示している。

したがって会社は労働者に労働賃金としてのボーナスを全額支払う義務があり、それをカット するということは契約違反になる。

ボーナスカットを悪用した不当労働行為を許すな!

また会社がボーナスをあらかじめ予算化するということは、一人の労働者のボーナスをカット した場合、その分を別の労働者に付与することで「管理者に従順な労働者づくり」に活用してい ることになり、悪質な不当労働行為である。

さらにボーナスカットをカウントし、**60** 歳以降の雇用差別にも反映することは二重の不当労働 行為である。

また今回の新幹線地本委員長を狙い撃ちにした連続ボーナスカットは、新たな JR 東海労への 宣戦布告を意味する。直接的には山本さんの職場復帰など、JR 東海労の闘いの前進への報復攻撃 の側面もあると言えるが、本質的には「リニア新幹線建設などに反対する JR 東海労を何として も破壊する」という会社の新たな思惑があることを私たちは受け止める必要がある。